

福井県内における新型コロナウイルス感染症の急速な拡大に伴い、法律相談実施の方法を以下のとおりに変更します。

●**弁護士無料電話相談【事前予約制】（新規実施）**

相談対象：全ての法律相談

実施日：月曜日から土曜日（祝日除く）

実施時間：13：30～15：00

実施方法：相談時間は10分程度です。

予約時間に担当弁護士から相談者にお電話させていただきます。

●**ひまわりほっとダイヤル（事業者向け電話相談）【電話申込制】（対象拡大）**

相談対象：事業者（法人・個人事業者）からの法律相談

実施日時：随時（相談申込は、平日9：00～17：00）

実施方法：電話でのお申込みをいただきましたら、原則として24時間以内に、担当弁護士から相談者にお電話させていただきます。

電話相談の後に、初回30分無料での面談相談を受けることも可能です。

\*事業者（法人・個人事業者）の方は、この相談がお勧めです。

●**交通事故相談【事前予約制】（電話相談に変更）**

相談対象：福井県内の在住者に対する交通事故に関する法律相談

実施日時：火曜日、金曜日（祝日除く）9：00～11：30

実施方法：予約時間に担当弁護士から相談者にお電話させていただきます。

●**多重債務無料相談【事前予約制】（電話相談に変更）**

相談対象：多重債務問題に関する法律相談

実施日時：木曜日10：00～12：00 土曜日13：00～15：00  
（祝日は実施しません。）

実施方法：担当弁護士事務所において30分程度の面談相談を実施します。

なお、担当弁護士の判断により、電話相談とする場合もあります。

\*事務所紹介（事前予約制の担当弁護士事務所での有料での面談相談）及び民事家事当番弁護士は、現時点では、従前どおり実施しております。面談での法律相談を希望される場合には、こちらをお申し込みください。

なお、民事家事当番弁護士については、対象者が限られておりますので、利用可能かどうかは、福井弁護士会にお電話いただく際にご確認ください。

\*福井弁護士会等の会場で実施している弁護士有料相談及び弁護士無料相談は、中止とさせていただきます。

\*他機関から委嘱を受けて行っている各種法律相談は、各主催機関にお問い合わせください。